

平成 27 年度事業報告

はじめに

平成27年度、原油をはじめとする資源価格が下落し、資源、エネルギーへの投資リスクが顕在化するとともに、資源国経済に対する懸念、急発展を遂げていた中国の成長の鈍化、いわゆる中国リスクに世界経済は大きく揺さぶられました。欧州に目を向けると、昨秋のパリ、本年に入ってからブリュッセルとテロが発生し、シリア・IS問題、そして難民、移民の受入れと政治的に、そして経済的にも混沌とする中、英国のEU離脱も予断を許さない状況にあります。米国経済はデフレに陥ることなく堅実に歩み続け、27年末にはFRBが一旦段階的に利上げする方向にあったものの、大統領選挙の年を迎えた本年、中国リスクと資源安の影響を受けての景気減速観測に神経質な対応を迫られております。このような国際情勢により、これまでの円安基調が転換し、日銀のマイナス金利導入もいまのところ功を奏さず、この年度末には110円を切るまでの円高になっております。アベノミクス効果をどこまで保てるのか、消費増税とともにその動向を注視していく必要があるといえま

す。

当業界においては、昨年5月に取引を開始した金の限日取引は、当基金の定率会費免除等の側面援助もあって活況を呈するところとなり、東京商品取引所の主要商品になりつつあります。また、もともと大型商品であった原油取引が、大手証券の市場活用もあり金に比肩するまでの商品に成長しております。このようなことから、業況は漸く底を打った感がございますが、未だ確実な回復基調に入ったと言い切るまでには至っておりません。今後は、白金の限日取引及びオプション取引を出来る限り早急に実現し、さらには電力やLNGなど大型商品の市場創設による総合エネルギー市場としての活性化などに積極的に取り組むことで、商品先物取引の社会的インフラとしての基盤を確立し、G N P 世界第3位の経済大国に相応しい業界規模を構築させるべく業況の回復を目指さなければなりません。

当基金は平成27年度に設立10周年を迎えることができました。平成27年9月29日に開催いたしました当基金設立10周年（前身である商品取引受託債務補償基金協会の設立40周年）記念行事につきましては、皆様の御協力を賜り盛会裏に開催することが出来ましたことを、厚く御礼申し上げます。

当基金は、分離預託制度や代位弁済制度など他に類のない独自の業務を担いつつ、設立以来10年、日々、委託者保護制度の研鑽を図るとともに委託者資産の保全状況を見守ってまいりました。この間、所謂ペイオフ弁済に至る事案は発生させることなく本日を迎えることができました。これもひとえに平素からの会員をはじめとする関係者、及び主務省の皆様のご協力・ご支援の賜物と心より深謝申し上げます。この10年間の歩みを、これからも引き継ぎ、委託者資産の保全を徹底するとともに、委託者保護制度の充実を図ることで、当業界の発展に寄与してまいり所存でありますので、会員の皆様におかれましては、引き続きご協力のほどお願い申し上げます。

以下、本基金の平成 27 年度における各事業の概要は次のとおりであります。

1. 総務関係事項

(1) 業務規程等の改正等について

① 諸規則の制定及び改正等

諸規則の制定及び改正、理事会決定事項の改正については、次のとおりである。

(a) 「定款、業務規程等の施行に関する規則」の改正

平成 27 年 4 月 22 日開催の第 70 回理事会において、小口商品に係る定率会費の特例について改正を行った。なお、東京商品取引所貴金属市場の金の限日取引については、東京商品取引所からの協力要請を受けたこともあり、同取引の活性化を促進し東京商品取引所をバックアップする観点から、平成 27 年 5 月から 9 月までの各月における取引に限り本来 4 枚を 1 枚としてカウントするところ、0 枚として取り扱うこととし定率会費の徴収を免除した。

更に同商品については、平成 27 年 10 月 20 日開催の第 73 回理事会において、定率会費免除期間を平成 28 年 3 月までの取引にまで適用することとした。

平成 28 年 3 月 11 日開催の第 75 回理事会において、同商品の定率会費免除期間を平成 28 年 5 月までの取引にまで適用することとし再延長した。また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）の施行に伴い、同法において「勧告及び命令」が規定されていることから、会員が基金に対して報告を要する処分等を規定する法律に、同法を追加した。更に、取次業務・清算取次業務における会員の報告に関する事項について、用語の定義の変更を行った。

(b) 「個人情報保護規程」の改正

平成 27 年 12 月 10 日開催の第 74 回理事会において、「特定個人情報等取扱規程」の制定に伴い、「職員等」の名称及び定義についての改正を行った。

(c) 「基金分離預託実施要領」の改正

平成 27 年 10 月 20 日開催の第 73 回理事会において、基金分離預託の「預入の方法」の「現金」について、預託時限を明記した。また、実務上の利便性向上のため、届出様式の変更を行った。

(d) 「特定個人情報等取扱規程」の制定

平成27年12月10日開催の第74回理事会において、平成28年1月より「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、個人番号の取扱いが開始されることに伴い、当基金として個人情報関係事務を行う必要が生じたため、当該規程を制定した。なお、本規程は内部規定であるので、制定については理事会に諮ったが、今後改正の必要があるときは理事長が改正を行うものとした。

(e) その他

ア 平成28年3月11日の第75回理事会において、理事会決定事項「委託者保護資金の管理運用について」、債券の取得時の条件について、従来の指定格付を付与された発行体による一般担保付社債又は金融債の取得に加え、指定格付を付与された一般担保付社債又は金融債の取得を新たに加えた。また、これに伴う保有条件を追加した。

イ 平成28年3月11日の第75回理事会において、理事会決定事項「資産の管理運用について」、債券の取得時の条件について、従来の指定格付を付与された発行体による社債又は金融債の取得に加え、指定格付を付与された社債又は金融債の取得を新たに加えた。また、これに伴う保有条件を追加した。

(2) 役員等の異動

期中における役員等の異動については、次のとおりである。

(平成28年3月末現在の役員等の名簿は別表(1)のとおりである。)

(理 事)

区分	年月日	氏 名	備 考
辞任	27. 5. 7	古田省三	岡藤商事(株)代表取締役
就任	27. 6. 17	山中教史	第一商品(株)代表取締役
辞任	27. 6. 30	江崎 格	(株)東京商品取引所代表執行役社長
就任	27. 8. 20	濱田隆道	(株)東京商品取引所代表執行役社長

(相談役)

区分	年月日	氏 名	備 考
再任	27. 4. 11	下山彌壽男	元補償基金協会副理事長

(運営審議会委員長)

区分	年月日	氏名	備考
再任	27. 4. 1	二家勝明	日本ユニコム(株)代表取締役

(運営審議会副委員長)

区分	年月日	氏名	備考
再任	27. 4. 1	秋山有世	元日本経済新聞社編集局商品部長

(運営審議会委員)

区分	年月日	氏名	備考
再任	27. 4. 1	二家勝明	日本ユニコム(株)代表取締役
再任	27. 4. 1	秋山有世	元日本経済新聞社編集局商品部長
再任	27. 4. 1	池本正純	専修大学経営学部教授
再任	27. 4. 1	岡地和道	岡地(株)代表取締役
再任	27. 4. 1	加藤 敬	元国民生活センター相談部長
再任	27. 4. 1	下山彌壽男	委託者保護基金相談役
再任	27. 4. 1	高氏 侑	弁護士
再任	27. 4. 1	宮 裕	公認会計士

(規律委員会委員長)

区分	年月日	氏名	備考
再任	27. 5. 20	二家勝明	日本商品先物取引協会副会長

(規律委員会副委員長)

区分	年月日	氏名	備考
再任	27. 5. 20	高氏 侑	弁護士

(規律委員会委員)

区分	年月日	氏名	備考
再任	27. 5. 20	二家勝明	日本商品先物取引協会副会長
再任	27. 5. 20	高氏 侑	弁護士
再任	27. 5. 20	荒井史男	日本商品先物取引協会会長
再任	27. 5. 20	岡地和道	岡地(株)代表取締役
再任	27. 5. 20	下山彌壽男	元補償基金協会副理事長
再任	27. 5. 20	中澤忠義	元東京工業品取引所理事長
再任	27. 5. 20	宮 裕	公認会計士
再任	27. 5. 20	森實孝郎	元東京穀物商品取引所理事長

(代位弁済審査会委員長)

区分	年月日	氏名	備考
再任	27. 5. 20	濱地敏明	元日本商品先物取引協会事務局長

(代位弁済審査会副委員長)

区分	年月日	氏名	備考
再任	27. 5. 20	井浪一晃	元大阪堂島商品取引所常務理事

(代位弁済審査会委員)

区分	年月日	氏名	備考
再任	27. 5. 20	濱地敏明	元日本商品先物取引協会事務局長
再任	27. 5. 20	井浪一晃	元大阪堂島商品取引所常務理事
再任	27. 5. 20	太田 博	元東京穀物商品取引所理事
再任	27. 5. 20	尾崎隆昌	公認会計士
再任	27. 5. 20	飛田成光	㈱東京商品取引所執行役
再任	27. 5. 20	中曾根淳	日本商品先物取引協会事務局長
再任	27. 5. 20	平田哲生	㈱日本商品清算機構業務部長
再任	27. 5. 20	藤沼貴司	元㈱日本商品清算機構監査役
再任	27. 5. 20	村上久広	KOYO 証券㈱代表取締役
辞任	27. 6. 30	平田哲生	㈱日本商品清算機構業務部長
就任	27. 7. 10	大石悦次	㈱日本商品清算機構常勤取締役

(委託者保護制度検討委員会委員長)

区分	年月日	氏名	備考
再任	27. 5. 20	下山彌壽男	元補償基金協会副理事長

(委託者保護制度検討委員会副委員長)

区分	年月日	氏名	備考
再任	27. 5. 20	岡地和道	岡地㈱代表取締役

(委託者保護制度検討委員会委員)

区分	年月日	氏名	備考
辞任	27. 5. 7	古田省三	岡藤商事㈱代表取締役
退任	27. 5. 19	石黒文博	豊商事㈱取締役
再任	27. 5. 20	下山彌壽男	元補償基金協会副理事長
再任	27. 5. 20	岡地和道	岡地㈱代表取締役
再任	27. 5. 20	岡本安明	岡安商事㈱代表取締役
再任	27. 5. 20	清水 清	カネツ商事㈱取締役会長
再任	27. 5. 20	杉原吉兼	日本商品先物振興協会常務理事
再任	27. 5. 20	濱田隆道	㈱東京商品取引所代表執行役社長
再任	27. 5. 20	二家勝明	日本ユニコム㈱代表取締役
再任	27. 5. 20	村上久広	KOYO 証券㈱代表取締役
再任	27. 5. 20	守田 猛	日本商品先物取引協会副会長
再任	27. 5. 20	吉田高明	㈱日本商品清算機構代表取締役
就任	27. 5. 20	安成政文	豊商事㈱代表取締役
就任	27. 12. 21	古田省三	岡藤商事㈱代表取締役
就任	27. 12. 21	山中教史	第一商品㈱取締役副会長
就任	27. 12. 21	依田年晃	サンワード貿易㈱代表取締役

(3) 会員の異動状況

前年度末の会員数 31 社について、本年度中に別表(2)のとおり異動があり、平成 28 年 3 月 31 日現在の会員数は 29 社となり、その会員名簿は別表(3)のとおりである。

(4) 会員の名称(商号)変更等

① 会員の名称(商号)変更

期中における名称の変更は、次のとおりである。

変更前	変更後	変更年月日
日産センチュリー証券(株)	日産証券(株)	28. 2. 8

② 会員代表者の変更

期中における会員代表者の変更は、次のとおりである。

会員名	変更前	変更後	変更年月日
新日本商品(株)	中村 鉄太郎	堀川 貢司	27. 4. 1
フジフューチャーズ(株)	有宗 良治	別府 圭一	27. 6. 5
ニューエッジ・ジャパン証券(株)	篠塚 真	ギョーム・ビュアチエル	27. 10. 1
日産センチュリー証券(株)	二家 英彰	二家 勝明	28. 1. 12

2. 一般委託者への支払及び関連業務

(1) 期中に発生した弁済案件に係る処理

平成 27 年度において、基金は、通知商品先物取引業者が一般委託者債務の円滑な弁済が困難であるかどうかの認定等について意見を聴くため業務規程に基づき運営審議会を 2 回(正副委員長の互選を行うために開催した 1 回を含む)開催した。

当年度において、商品先物取引法第 303 条第 1 項に基づく通知商品先物取引業者となった会員は 1 社であり、そのうち業務規程に定める自主弁済案件と認定した会員は 1 社、分離保管弁済案件と認定した会員及び弁済困難と認定した会員は 0 社であった。

このため、法第 306 条第 1 項に定める基金による一般委託者に対する支払を実施することとはなかった。

また、法第 308 条に定める返還資金融資を実施することもなかった。

当該通知商品先物取引業者となった会員 1 社に係る処理については、次のとおりである。

① (株)共和トラストの処理について

(株)共和トラストは、平成 27 年 8 月 28 日に商品先物取引業の廃止公告(廃止日平成 27

年9月30日)を行ったことから、同社は通知商品先物取引業者となった。

このため、基金は8月28日及び9月2日に同社に対する立入監査を行い、委託者債務の状況等を確認した。次いで、業務規程第30条に規定する弁済難易度の認定を行うため、9月3日に運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行ったうえで、同社の弁済難易度については、「自主弁済案件」と認定するとともに、同社の自主弁済計画については、委託者債務の弁済が完了している旨の自主弁済計画が提出されたことから、「実施済み」と認定した。

その後、同社は9月30日に商品先物取引業を廃止したことから、定款第8条第1項第2号に基づき10月1日付で会員脱退し、また、基金は同社との分離保管弁済契約を10月1日付けで解除した。

(2) 前年度より繰り越した弁済案件に係る処理

期中に発生した弁済案件とは別に、前年度より繰り越した弁済案件に係るものはない。

3. 委託者保護資金及び負担金等の徴収及び管理

(1) 委託者保護資金の額及び資金積戻計画

基金は、平成17年5月1日に(社)商品取引受託債務補償基金協会からの資産の承継により、委託者保護資金として9,853百万円を造成した。

平成26年度において一般委託者支払が行われなかったため、委託者保護資金の額が業務規程に定める委託者保護資金の造成水準(98億円)を下回ることはなかったことから、平成27年度は資金積戻計画を定めなかった。従って、一般負担金及び新規会員負担金の徴収は行われなかった。平成27年度においては、一般委託者支払が行われなかったため、委託者保護資金は、平成28年3月末日現在で9,853百万円を維持している。

(2) 委託者保護資金等の管理

① 委託者保護資金

委託者保護資金については、理事会決定の「委託者保護資金の管理運用について」（最終改正日平成 28 年 3 月 11 日）に基づき、普通預金、定期預金、国債、政府保証債、地方債及び一般担保付社債で運用している。

この決定に基づいた平成 28 年 3 月末日の期間別運用実績は次のとおりである。

(期間別運用実績)

	基本目標率	実績比率
・ 3 年以下	20%	19.2%
・ 3 年超	80%	80.8%

② 基金分離預託財産及び代位弁済積立金等

理事会決定の「資産の管理運用について」（最終改正日平成 28 年 3 月 11 日）に基づき、基金分離預託財産及び代位弁済担保については、普通預金又は定期預金で管理運用し、代位弁済積立金については、普通預金、定期預金及び有価証券で管理運用している。

(3) 会費制度についての検討

平成 27 年度事業計画で定額会費の見直し等、会費制度について検討するとしていたところであるが、事務局で種々検討した結果、当基金で定額会費を増額し定率会費の単価を引下げた場合には、取引の少ない会員の負担が余りにも大きくなることから、これを実施することになれば中小会員の商取業界からの撤退に繋がりがねないことが危惧されたので、定額会費については、これまで通り年額 20 万円とすることとした。

4. 委託者資産保全措置の管理

(1) 分離保管弁済契約の締結状況

平成 27 年度において、業務規程に定める分離保管弁済契約を新たに締結した会員は 0 社、契約を変更した会員は延べ 2 社、契約を解除した会員は 2 社であり、平成 28 年 3 月末日の契約会員は 29 社であった。

なお、分離保管弁済契約における対象契約型の選択状況は（平成 28 年 3 月 31 日現在）別表(3)のとおりである。

（2）指定信託の管理

基金は、商品先物取引法施行規則及び業務規程に基づき、指定信託契約の受益者代理人としての管理を行った。期中に指定信託契約を新たに締結した会員は 0 社、指定信託契約の変更等を行った会員は 0 社（指定信託額の変更を含む）、指定信託契約を解除した会員は 0 社であり、平成 28 年 3 月末の契約会員は 1 社、指定信託額の総額は 200 百万円であった。

（3）基金分離預託の管理

基金は、商品先物取引法施行規則及び業務規程に基づき、(株)日本商品清算機構の共同清算システムを通じ、委託者資産保全措置として会員からの金銭及び有価証券の預託を受け等基金分離預託業務を行った。期中に基金分離預託契約を新たに締結した会員は 0 社、契約を解除した会員は 2 社であった。平成 28 年 3 月末の契約会員は 29 社、基金分離預託の総額は 2,130 百万円であった。

（4）銀行等保証の管理

基金は、商品先物取引法施行規則及び業務規程に基づき、銀行等保証委託契約の適切な管理を行うこととなるが、期中に銀行等保証委託契約の締結や変更を行った会員は 0 社であり、平成 28 年 3 月末の契約会員は 0 社、保証額の総額は 0 円であった。

（5）基金代位弁済の管理

基金は、商品先物取引法施行規則及び業務規程に基づき、基金代位弁済業務を行った。

前年度末において、基金と代位弁済委託契約を締結している会員は 21 社（代位弁済限度額の総額 6,370 百万円）であった。期中において、代位弁済委託契約の変更等を行った会員は、新規契約締結会員 0 社、代位弁済限度額の変更会員 0 社、担保変更延べ 7 社、契約解除 3 社（期間満了により契約更新しない会員を含む。）であった。その結果、平成 28

年 3 月末の契約会員は 18 社（代位弁済限度額の総額は 6,155 百万円）であった。

〈平成 28 年 1 月 1 日を始期とする基金代位弁済委託契約の締結手続きについて〉

当該契約は、平成 27 年 12 月末をもって満了することから、平成 28 年 12 月末を終期とする契約を新たに締結するため、平成 27 年 10 月 5 日に契約手続きについて各会員に通知した。基金は 12 月 2 日開催の第 33 回代位弁済審査会において、申込会員の審査を実施し、12 月 10 日開催の第 74 回理事会において当該契約の締結について承認を受けたことから、平成 28 年 1 月 1 日付けで会員 18 社（更新 18 社）と当該契約を締結した。（代位弁済限度額の総額は 6,155 百万円、契約会員のうち基金代位弁済実施要領第 13 条第 4 項に基づき代位弁済担保の積み増し、契約期間の短縮等を条件に契約を締結した会員は 2 社であった。）

5. 会員に対する監視、監査等

（1）会員に対する常時監視

c f e f システムにおいて、日次においては「委託者等資産保全措置に関する調書」を、月次報告においては省令に定められた「月次報告書」等の様式に係る報告を受けている。

（2）会員に対する監査

随時、会員に対して委託者資産保全観点から、「委託者に係る純負債を計算するための項目の管理」に基づき委託者に係る純負債算出表及びこれに関連する帳簿について、書面監査及び立入監査を行うとともに、弁済事故の未然防止の観点から月次報告書及びこれを補完する証拠書類についても監査を行い、必要な指導を行った。

上記の結果、立入監査対象会員は 19 社、立入日数は 26 日であった。

（3）外部監査

会員の財務諸表等に対する公認会計士又は監査法人による監査を引き続き実施した。

なお、平成 27 年度の財務諸表の外部監査の適用免除に該当する会員は、3 社であった

(4) 改善の指示等

立入監査を行った際に、必要に応じて業務改善の指示等を行った。

なお、改善指示を行った回数は 4 回であった。内、分離保管に係る事項 1 件、財務に係る事項 3 件であった。

(5) 会員に対する制裁

平成 27 年度においては、制裁を行わなければならない案件はなかったことから、規律委員会を開催することはなかった。

6. その他の業務

(1) 裁判上又は裁判外の行為等

基金が被告又は原告となっている訴訟案件はない。

(2) 委託者保護業務に関する調査及び研究

平成 27 年度において、小口商品に係る定率会費の取扱いについて委託者保護制度検討委員会を 3 回開催し検討を行った。

- ① 平成 27 年 4 月 13 日開催の第 25 回制度検討委員会において、東京商品取引所が平成 27 年 5 月 7 日より金の限日取引を開始するにあたり、期間限定の奨励金制度を設けることによる当基金への協力要請があったこと、同取引所が平成 27 年 4 月 1 日付けで定率参加料の改定等を行ったこと等により、定率会費に係る特例措置の見直し等を行うこととした。同委員会では、当初は当基金の定率会費を取引所の定率参加料に準拠した形で提案していたが、当基金の定率会費は必ずしも取引所の会費に準拠して決めなければならないものではないこと、及び会員経営を下支えし且つ取引所取引の活性化をバックアップする必要があるとすることで委員全員の意見の一致をみたので、下記の事項について、定款、業務規程等の施行に関する規則に当該意見を反映させた。

- (a) 東京商品取引所が平成 27 年 4 月 1 日より値上げした金ミニ、白金ミニについて、取引所に準拠すれば、当基金の定率会費は 3 枚を 1 枚としてカウントして徴収することになり値上げすることとなるが、当基金は値上げせず現行の 4 枚を 1 枚としてカウントする制度を継続した。
- (b) 金限日についても、金ミニ同様に 4 枚を 1 枚とした。
- (c) 中京ガソリン及び灯油は現行より値下げし、4 枚を 1 枚としてカウントした。
- (d) 大阪米穀は、大阪堂島商品取引所が設定した予納定率会費に準拠すれば、2 枚を 1 枚としてカウントすることになるが、当基金は 4 枚を 1 枚としてカウントした。
- (e) 東京商品取引所の金限日について、取引所が市場振興のために設けた取引枚数による奨励金制度に準拠した方式で定率会費の時限的特例措置を講ずる予定であったが、当基金は更なるバックアップをすべきとの観点から、平成 27 年 9 月末日までの取引について、定率会費の徴収を行わないこととした。

以上について、平成 27 年 4 月 22 日開催の第 70 回理事会において、定款、業務規程等の施行に関する規則の一部改正を行った。

- ② 平成 27 年 10 月 13 日開催の第 26 回制度検討委員会において、東京商品取引所の金限日について、定率会費免除期間を平成 28 年 3 月までの取引にまで適用することとし、平成 27 年 10 月 20 日開催の第 73 回理事会において、定款、業務規程等の施行に関する規則の附則の改正を行った。
- ③ 平成 28 年 3 月 2 日開催の第 27 回制度検討委員会において、東京商品取引所の金限日について、定率会費免除期間を平成 28 年 5 月までの取引にまで適用することとし、平成 28 年 3 月 11 日開催の第 75 回理事会において、定款、業務規程等の施行に関する規則の附則の改正を行った。

(3) 広報の実施

① パンフレット等の作成配布

委託者保護制度の目的及びその仕組み等について関係者への周知を図るため、「委託者保護基金のしおり」を作成配布した。

② インターネットによる関係情報の提供

会員、委託者、関係機関等に、本基金の業務及び委託者保護制度の内容をより幅広く

周知してもらうため、本基金のホームページにおいて、本基金のしくみ、会員名簿、定款・業務規程及び提出書類等を掲載するとともに、統計データ等の情報の提供を行った。

なお、本年度中のアクセス数は 24,482 件であった。

③ その他協同広報事業

商品取引関係者の年報、年鑑及び資料等を購入し、先物協会と協同して会員その他関係方面に配付寄贈した。

(4) 関係機関との連携及び協力

他団体と協賛している「みんなのコモディティ」へ応分の費用負担を行った。

(5) 日本商品委託者保護基金設立 10 周年（商品取引受託債務補償基金協会設立から 40 周年）記念行事

平成 27 年 9 月 29 日にロイヤルパークホテルにて式典及び祝賀会を開催した。

(6) その他

会員懇談会の開催

会員代表者に対し平成 28 年度の予算編成の基本方針等を説明するため、平成 28 年 2 月 29 日に会員懇談会を開催した。

別表(1)

役員等の一覧(平成28年3月末日現在)

(役員)

理事長	多々良 實 夫 (豊商事(株)代表取締役)
副理事長	岡 地 和 道 (岡地(株)代表取締役 (日本商品先物振興協会会長))
副理事長	白 杵 徳 一 (日本商品委託者保護基金)
専務理事	杉 田 定 大 (日本商品委託者保護基金)
常務理事	庄 司 國 男 (日本商品委託者保護基金)
理 事	荒 井 史 男 (日本商品先物取引協会会長)
理 事	岡 本 安 明 (大阪堂島商品取引所理事長)
理 事	濱 田 隆 道 (株東京商品取引所代表執行役社長)
理 事	宮 裕 (公認会計士)
理 事	吉 田 高 明 (株日本商品清算機構代表取締役)
理 事	有 馬 誠 吾 (株コムテックス代表取締役)
理 事	川 路 耕 一 (KOYO 証券(株)取締役会長)
理 事	清 水 清 (カネツ商事(株)取締役会長)
理 事	二 家 勝 明 (日産証券(株)代表取締役)
理 事	山 中 教 史 (第一商品(株)取締役副会長)
理 事	福 島 恒 雄 (日本商品委託者保護基金)
監 事	坂 本 嘉 山 (セントラル商事(株)代表取締役)
監 事	細 金 英 光 (株フジトミ代表取締役)
監 事	有 賀 文 宣 (税理士)

(相談役)

相 談 役	下 山 彌壽男 (元補償基金協会副理事長)
-------	-----------------------

(運営審議会委員)

委 員 長	二 家 勝 明 (日産証券(株)代表取締役)
副委員長	秋 山 有 世 (元日本経済新聞社編集局商品部長)
委 員	池 本 正 純 (専修大学経営学部教授)
委 員	岡 地 和 道 (岡地(株)代表取締役)
委 員	加 藤 敬 (元国民生活センター相談部長)
委 員	下 山 彌壽男 (委託者保護基金相談役)
委 員	高 氏 侷 (弁護士)
委 員	宮 裕 (公認会計士)

(規律委員会)

委 員 長	二 家 勝 明 (日本商品先物取引協会副会長)
副委員長	高 氏 侷 (弁護士)
委 員	荒 井 史 男 (日本商品先物取引協会会長)
委 員	岡 地 和 道 (岡地(株)代表取締役)
委 員	下 山 彌壽男 (元補償基金協会副理事長)
委 員	中 澤 忠 義 (元東京工業品取引所理事長)

委員 宮 裕 (公認会計士)
委員 森 實 孝 郎 (元東京穀物商品取引所理事長)

(代位弁済審査会)

委員長 濱 地 敏 明 (元日本商品先物取引協会事務局長)
副委員長 井 浪 一 晃 (元大阪堂島商品取引所常務理事)
委員 大 石 悦 次 (㈱日本商品清算機構常勤取締役)
委員 太 田 博 (元東京穀物商品取引所理事)
委員 尾 崎 隆 昌 (公認会計士)
委員 飛 田 成 光 (㈱東京商品取引所執行役)
委員 中曾根 淳 (日本商品先物取引協会事務局長)
委員 藤 沼 貴 司 (元㈱日本商品清算機構監査役)
委員 村 上 久 広 (KOYO 証券㈱代表取締役)

(委託者保護制度検討委員会)

委員長 下 山 彌壽男 (元補償基金協会副理事長)
副委員長 岡 地 和 道 (岡地㈱代表取締役)
委員 岡 本 安 明 (岡安商事㈱代表取締役)
委員 清 水 清 (カネツ商事㈱取締役会長)
委員 杉 原 吉 兼 (日本商品先物振興協会常務理事)
委員 濱 田 隆 道 (㈱東京商品取引所代表執行役社長)
委員 二 家 勝 明 (日産証券㈱代表取締役)
委員 古 田 省 三 (岡藤商事㈱代表取締役)
委員 村 上 久 広 (KOYO 証券㈱代表取締役)
委員 守 田 猛 (日本商品先物取引協会副会長)
委員 安 成 政 文 (豊商事㈱代表取締役)
委員 山 中 教 史 (第一商品㈱取締役副会長)
委員 吉 田 高 明 (㈱日本商品清算機構代表取締役)
委員 依 田 年 晃 (サンワード貿易㈱代表取締役)

別表 (2)

会 員 異 動 状 況 表

	増	減		
平成27年 4月末日			31社	
5月末日			31社	
6月末日			31社	
7月末日			31社	
8月末日			31社	
9月末日			31社	
10月末日		1	30社	(10月1日：脱退) 株共和トラスト
11月末日			30社	
12月末日			30社	
平成28年 1月末日			30社	
2月末日		1	29社	(2月8日：吸収分割により脱退) 日本ユニコム株
3月末日			29社	

別表(3)

会員名簿及び分離保管弁済契約の対象契約型の一覧

(平成28年3月末)

会員名	指定信託	分離預託	銀行保証	代位弁済
EVOLUTION JAPAN(株)		○		○
岡地(株)		○		○
岡藤商事(株)		○		○
カネツ商事(株)		○		○
サンワード貿易(株)		○		○
新日本商品(株)		○		○
(株)アルフィックス		○		○
セントラル商事(株)		○		○
大起産業(株)		○		○
第一商品(株)		○		○
KOYO証券(株)		○		○
ローズ・コモディティ(株)		○		○
フジフューチャーズ(株)		○		○
(株)フジトミ		○		○
岡安商事(株)		○		○
北辰物産(株)	○	○		○
(株)コムテックス		○		○
豊商事(株)		○		○
(株)アステム		○		○
今村証券(株)		○		
クレディ・スイス証券(株)		○		
ニューエッジ・ジャパン証券(株)		○		
JPアセット証券(株)		○		
日産証券(株)		○		○
(株)さくらインベスト		○		
フィリップ証券(株)		○		
IS証券(株)		○		
楽天証券(株)		○		
プレミア証券(株)		○		
29社				
合計	1	29	0	18